

# 寺島信恵と神戸養老院

——賀川豊彦を支えた一女性像——

倉 橋 克 人

はじめに

一九二一年一月に、廃娼運動の全国組織であつた廓清会の機関誌『廓清』の「文苑欄」に、その頃、ほとんど無名であつた神戸在住の一キリスト者の一篇の詩が投稿されている。それは、その年の七月二十九日に明治天皇が死去して、直ちにその第三皇子嘉仁が踐祚し、「朕菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ萬機ノ政ヲ行フ。茲ニ先帝ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト為ス主者施行セヨ」との改元の詔書が発せられ、それ以降の四九日間、各地で奉悼の諸行事が催されるとともに、九月二三日には大葬儀が行なわれ、かくして一年の諒闇の期間が社会を覆おうとしていた渦中のことであつた。

「心霊の自由のため、我は抜く劍！

肉慾の羂、我は断つ！ 吁、自由！ 痛め！ 白奴マヌの首の其の鎖！

人よ、聴け、人よ！　彼女が、冥府のうめき！

よし、我！　地獄の底に立ちて、天国の天井突抜くまで背伸びせん！

彼女ひきあぐるため、肉の冥の深みより。（中略）

剣は渴く　群盲<sup>マヤ</sup>の血！

剣はわななく　正義の戦<sup>マ</sup>！<sup>①</sup>

「剣」と題されたこの詩には、「娼妓運動に叫び狂ひ、電車停留所の傍、銀行の赤煉瓦の建物の下、鉄の鎖に腰をかけて、雑誌の表紙に書付けたる歌」との添書きが付されている。「醜業婦」「淫売婦」との蔑称をもってその存在を卑しめられ、「苦界」に慟哭している女性たちの救済を叫び、激しい情念を吐き出すこの人物こそ、当時、神戸葺合新川で伝道活動に携わっていた若き日の賀川豊彦であった。

賀川がこの地に移り住んで、当該地域の貧困層の民衆に対する伝道を志したのは、〇八年一二月のクリスマス・イヴのことであったが、同地は戸数一六四六戸、人口五八五八名を数える日本有数のスラム地区であり、その過密状態の進行は凄まじいものであった。彼がこの地で、当初、自己の実践活動をどのように展開しようとしていたのかについては、その詳細は不明であるが、同労であった武内勝の回想によれば、最初の頃は北本町六丁目にあった五戸一軒長屋を賃借して、日曜礼拝や路傍説教の巡回を行ない、行路病者を教会に収容したり、生活の困窮のために医療が受けられない病者には治療給付をして、さらに食のない者には糧も施与し、こうした彼の働きを、関西学院の神学生やランバス女子神学校の女学生たちが応援協力していたという。<sup>②</sup>

そうした中で賀川は、自分の慈善活動を組織化する必要を痛感して、それを救霊団と命名し、講義所等における

教活動に加えて、安料理、無賃宿所、子供預所、資本無利子貸与、医薬施設等の一二項目にわたる事業活動目標を考案して、その実際に当たろうとしたようである。<sup>③</sup>しかし、当時、賀川は神戸神学校の給費生の身分であり、自らも煙突掃除などで労賃を稼いで活動費に当てることもあったが、<sup>④</sup>到底、自己の理想とする事業を賄えるものではなかった。この頃の活動収支記録によれば、そのほとんどが個人的な篤志や義援金によって支えられており、その中でも、徳島で彼の受礼を執行し、以来、恩師であり続けた宣教師H・W・マヤスの占める割合が、かなりのものであったことが窺われる。<sup>⑤</sup>また、この頃の日記には八浜徳三郎の名が散見され、賀川が彼の示唆を受けている様子が想像される。<sup>⑥</sup>八浜は、当時、活田教会の牧師であったが、会員の中には失業者をはじめ生活に困窮する者も多く、こうした現実に対応する形で、牧会活動とともに人事相談所を開設したり、三宮に職業紹介を目的とした職業通信社や、さらには失業者のために店舗十字屋を起こしたりしていたところから、賀川は、こうした八浜の姿勢に触発され、彼に助言や協力を仰いだのであろう。<sup>⑦</sup>

こうして、次第に賀川の活動も、小規模ながらも一応の軌道に乗ることとなり、一一年四月には彼は日本基督教会より伝道師の准允を受けるとともに、同年六月には神戸神学校を卒業することになったが、彼の活動は、必ずしもキリスト教界の中では肯定的に評価されることはなく、在学していた神戸神学校ばかりではなく、<sup>⑧</sup>自分が属する日本基督教会の教職者間にあつては冷眼視さえされていたのである。<sup>⑨</sup>しかし、その反面で、彼の働きに関心を寄せる人々も増えていった。その中には救世軍の山室軍平や、<sup>⑩</sup>神戸中央教会の赤沢元造、<sup>⑪</sup>日本聖公会神戸聖ミカエル教会牧師の竹内宗六といった教会教職者もいたが、ここで筆者が注目するのは、一〇年の日記『感謝』の末尾に記されている「本日現代聖徒伝」と題される人名録である。<sup>⑫</sup>恐らく賀川は、自分がその模範とした信仰者群像を伝記の形で纏める構想を抱いていたのではないかと類推されるが、結局は、この企画は実現しなかったものの、当時の彼が、心情的な崇

敬を寄せ、人格的に傾倒していた人物を知る手掛りともなるものである。その中で賀川は、ニコライ司教、バックストン、モーレーといった三名の外国人に加え、一八九七年に神戸で無産者労働者伝道を目的とした基督教伝道義会を設立し、上京後も各所で同趣旨の集会所を開設して活動を続けた外村義郎をはじめ、寺村久象、後藤条次、長尾巻、石井十次、本間俊平、竹葉寅次郎、山室軍平等の二〇名の邦人名を列挙しているが、そのうち三名は女性であった。殊に、その一人である「寺島夫人」については、同じ日記の別頁に「寺島信恵女史小伝」と題する、彼女自身の直話を聴取したと思われる備忘録が記されている経緯から、彼が彼女に対して特別の敬慕の気持ちを抱いていた事実が窺われる。彼女は、一八九九年に友愛養老院（一九〇三年に神戸養老院と改称）を創設した一看病婦であった。<sup>15</sup>

なお、彼女については、既に短編ながら幾点かの文献があるが、概してそれらは、いずれも厳密な実証性に欠け、どちらかと言えば、関係者の追想に依拠した素朴な略伝の域を出るものではなく、中には、部分的に史実と異なる記述や誤認も見出される。こうした事情は、資料的制約の上で、女性史が持つ限界としてやむを得ないものではあるが、この小論では、筆者の知見を踏まえる形で、こうした不備を是正したいと考えている。<sup>16</sup>

## 一 寺島信恵の生育と入信をめぐる

寺島信恵（以下、信恵と略す）は、一八六七年四月一二日に伊予国喜多郡大洲町で、藤岡捨志と忠の長女として生を受けた。しかし、彼女の生後二年目にして両親は生別し、母の忠は信恵を連れて実家に戻ることとなる。そして、七〇年六月に忠は寺島宣保（俗名栄太郎）と再婚し、信恵を寺島家の養女とするが、ちなみに、忠の「永眠略歴」（一九二二年八月一五日、芦屋にて死去）には、以下の記載がある。「老姉ハ弘化元年九月十二日松山市ノ醫家ニ生

ル。父ヲ永橋玄逸ト称シ老姉ハ其長女ナリ妙齡ニ及ビ養子ヲ迎ヘ一女子ヲ挙グ故寺島信恵女史ナリ。後、忠姉ノ良人ハ醫道修業ノ為永橋家ヲ去ルコトナリ。忠姉ハ大洲ノ寺島宣保氏ニ嫁セシガ子ナキヲ以テ実子信恵女史ヲ養女トナシ(後略)<sup>17</sup>」。

その後、信恵は、北宇和郡上錠山村に住む叔母の永橋孝の許に養女として預けられることとなるが(愛媛県喜多郡大州町役場「寺嶋栄治」戸籍謄本)、この間の事情は不明である。孝の夫であつた永橋玳昇もまた医業を営んでおり、暮らしは豊かなものであつたが、信恵は、自分よりも一歳年少の義妹と一緒に養育される過程で、次第に自己の生い立ちに対して劣等感や疎外感を抱くようになり、他方で、自分から去つていった実母への思慕も押さえ難く、寂寥とした幼年期を過ごしてゐたといふ<sup>18</sup>。信恵は、後年、自分の幼少期について、次のように述懐している。

「私は伊豫の國松山市を去る三里の片田舎に生れましたが、二歳にして父親に分れ、故ありて三歳の時より叔母の手許に養育さるゝ様になりました、其後やゝ成長致して両三人の親切な方にも御世話になりました、かく私は幼少の時より人手に育ちましたものであります。それで私も小供心に自分の孤児であることを悲しく感じたと思へ、叔母が私に他の小供の様な打ち解けた心と悦進した喜ばしき風来が更になかつたと屢々隣人に話さるゝを記憶して居ります。斯くする内に私も成人致しまして責任ある身となりました、それで世の中の事情も段々と廣くわかる様になるにつれて、常に私の心を感じさせたものは、丁度私の幼少の時の様に、親も兄弟もなき、頼邊なき孤児の有様を見、或は其話を聴きまして同様の念に満された時でありました。處が是より以前、私の幼少の時より一方ならぬ御親切と御世話になりました両三人の恩人なる方々は或る種々の事情のため冷落されまして實に御氣の毒な目も當られぬ哀な有様になりました、私は小供心にどーか御恩報じを致し度く思ひましたが、何分まだ思ふにまかせず、御助け申すことも出来ませんでした、それで心ならずも押し移る間に是等の方々は皆な哀れな境遇の中に最後を遂げられました、其後

も逝きたまひし是等の恩人の事を思ひ出します度び毎に私は何かまだ為し終へぬ大なる義務がある様に感じられまして気がすみませんでした、それで如何にかして此の義務を何處かに果して心中に平安を得たいものと願ふて居りました(後略)<sup>19</sup>。

そして、彼女は一八歳になった八五年に寺島徳弥と結婚することになるが、彼は母の再婚相手の末弟であり、実子が与えられぬ宣保夫妻が、寺島姓を継がせる目的で取り結んだ縁組であった。そして信恵は、その翌年の一月一九日に長女君枝を出産したが、二年後の八八年には、公務員であった夫の転勤のために、一家は宇和島に転居することになった<sup>20</sup>。

宇和島における彼女の生活がどのようなものであったのかについては明らかではないが、恐らく、子供の養育と家事に専念していたのではないかと想像される。ところが、彼女は、いかなる心境にあつたのか、当時、伝道の気運の高まっていた同地の宇和島美似教会の門を叩き、九一年九月二〇日に、来宇していたアメリカ南メソジスト監督教会監督のW・A・ウィルソンより、野瀬カツとともに受洗しているのである。<sup>21</sup>宇和島におけるキリスト教の開拓伝道は、既に八一年頃から組合今治教会によつて着手されていたが、メソジスト派による布教活動は、信恵が転居してきた前年の八七年五月に、大阪から帰省していた篠原資が、岡健太の周旋で、私塾宇和島英語学舎を開いていた西村静一郎に計り、J・W・ランバスを招いたのに始まる。ランバスは、昼間は西村の学舎で教え、夜には宿舍である伊村旅館で聖書講義を行なつて三、四〇名の聴衆を集め、融通座という劇場で「女子教育と基督教」と題して演説も行なつたというが、同年九月には、彼の息子であるW・R・ランバスも同地を訪れ、一月二〇日には中村草友、笠原隆行の二名の受洗式が執行されて、同月二五日には、J・W・ランバスを主任者として、早々に宇和島美似教会が設立の運びとなつている。<sup>22</sup>しかし同教会の教職者は、八九年五月に中村栄之助が派遣されたこともあつたが、九一年に松山部

宇和島巡回区として独立し、同年一二月にW・A・デヴィスが着任するまでは、J・W・ランバスが名目上の主任であり、教会活動の日常は信徒層が担っていたことが類推される。それは、この年の八月二六日に神戸で第五年会が開催されたのを受けて、「當地は傳導上左迄困難なる處には非らざれども是迄種々の事情ふより未だ定住の傳導師なく為に布教擴張上不便を感じる少なからざりしが恰かも善し去月下旬神戸に於て美似教會の年會を開かれし際當地信徒代表として篠原資兄上神せられ傳導師の一日も欠く可らざると及び英語研究會設立すべきとに就き奔走盡力せられし(後略)<sup>(23)</sup>」と報じられていることによつても窺われるが、ウィルソンの宇和島訪問は、恐らくこうした事情を考慮しての、現地視察を旨としたものであつたと思われる。なお、後年になつて信恵は、自己の受洗の感慨を以下のように回顧している。「(前略)實に改宗の当時は私の心中一種云ふ可らざる歡喜に満たされまして、嘗て經驗せぬ喜ばしき感想に打たれたのでした。即ち神の限なき愛が私の貧しき飢たる心に悟れました時、何とも云へぬ希望と歡喜が心に泉の如く湧いてまいりました。勿論其時私の身の上には以前と變たことはありません。それで同じ境遇にありまして斯く心に新しき希望と喜びを味ふことが出来たことは真に神の救ひと思ひまして常に其恵を感謝してをります<sup>(24)</sup>」。

幸いなことに、先に紹介した賀川の「寺島信恵女史小伝」には、断片的ながら、信恵の入信をめぐる精神的彷徨について、より具体的な内容を窺わせる記述がある。「十四の時に夏大洲で基督教の話を書く、或青年が説教をききリストを信じて遂に父に従つて□□に行き真の神をきく、十六七の時黒ずみ教を信じた。十七日と二十二日に徹夜して神に祈る(明治十六七年頃)川向の村の中村、(菊池氏の前、柴田氏の前)できく。二十四年受洗。宇和島で『アロンの話』『ラザロの話』を三度きく、あれ計りきく、感じ、其後二十三年頃衰れにもたれも導き入れてくれる人が無い。二十四年に訴訟事件あり、弁護士にてメゾヂストの信者あり、友人に招かれて、自分も一緒に行き親睦會が出来た、□行き『折つて居ると判断がつくと云はれ』その後導かれて□岡に上り□の爲め後、『試み』その時に求道者の

□と『試み』と云ふた。その時に試みを排斥した。ニュートン博士にて弁護士の宅に行く、チョコレート出されていやであつた。油がういていた。おいしかつた。やそ教も此様なもの、『全き潔め』と云ふ本を与へられた、ジウジミユラーであつたと思ふ、悔改めであつた、初めて高慢を悟り罪をおかさねば善かつたと思ふだけであつたが、今度はすゝで出て、祈つて家族に告げた。□に祈つていた(初めて教会に出た)(求める祈り)柳原氏が夏期伝道に来て居られた、とウイルソンと云ふ教師が試験し、直田さんの通訳にて二人にて三時間、今学校が始つたと云ふ時に九月十九日にウイルソンさんから受洗する。試験の時に祈つた。友達の為めにも祈つた。山上の垂訓を如何に感じたか、皆疑はずに極端だからつゝみ入れた。キリストの愛と離れてはならぬと感じ直に贖を得たと感じ、窓を見てもうれしく感じた。

この記述を通して、彼女が、既に大洲で暮らしていた頃に、キリスト教の路傍伝道に接した経験があり、一時は黒住教に傾倒したこともあつたが、宇和島に転居後に、ある訴訟事件に遭遇して、その過程で弁護士である一人のメソジスト信徒と面識することとなり、その折りにジョージ・ミュラーの書籍を紹介され、これによつて改悛に導かれたこと等の事実が知らされる。さらに同記述には、「親をうらんで居た、うれしさの涙に咽ぶ、独り神に祈つた」とあり、複雑で不遇な家庭環境と婚姻関係に置かれ続けていた、それまでの鬱然たる女性としての自己の生い立ちに対する呪詛と煩悶からの解脱感も窺われる。

こうして一個の女性キリスト者として、新たな人生を踏み出すこととなつた信恵は、その翌九二年に入ると、心機一転して、京都看病婦学校に入学するために、単身、宇和島を離れることになる。かかる出立を促した心的契機がどのようなものであつたのかについては詳らかではないが、従前の彼女をめぐる略伝は、この間の経過を次のように辿っている。



「(前略) いままで心の奥底に蟠っていた幼少時の環境に対するコンプレックスも取り除かれ、すべて神の摂理であることを悟り、今後は不幸な孤児救済に一生を奉仕したいと決心するのであった。それにはまず何等かの技術なり教養を身につけなければならないと考えた。母方の父は高橋玄逸という医者であり、彼女を養育した叔母の夫も医者であることから、はじめ彼女も医者になることを希望したが、女だてらにという親類縁者の反対にあい、不本意ながら医師を断念した。丁度その頃、たまたまデビス師の紹介で金という朝鮮の女性の宣教師に、京都の同志社看護婦学校に入学することをすすめられた。学費はその女性が負担するというのである」<sup>(25)</sup>

恐らく、この文面に登場する女性宣教師は、九〇年二月に神戸と兵庫に診療所を開設した中国人医師の「Y・M・金女史」の誤りと思われるが、<sup>(26)</sup> 信恵の職業的自立を目指す意志は相当に堅固であつたようであり、娘の君枝は当面の間、実母が引き取ることに成り、夫の徳弥の方は、彼女の意向を理解できぬまま宇和島に残つて、単身で生活する結果となつた。この時、信恵は二五歳であつたが、かくして彼女は、夫唱婦隨の主従的な夫婦関係のあり方を、自らの手で断ち切つてゆくのであつた。<sup>(27)</sup>

とは言え、こうした人生の転身にも、戸惑いや葛藤がなかつた訳ではなかつた。賀川の先の備忘録には、「二十五年の九月に断食して一時間に一度づゝ祈る、その時、午後四時も一度明日に来て下さい、……………まだ道開けず、家庭を持つて居る一人の子供を持つて居たし、道が開けて兄弟もその様な□の奴は離縁するとなり、送別会があり、曾木家の奥様が夏期伝道に來られて居たものの小さき□□を持ちヒステリーを持ち非常に弱く一軒にてこれとさめる様であつた」との記述があり、周囲の理解が得られなかつた経緯が窺われる。なお、『宇和島美似教會員名簿』には、夫徳弥が、九五年二月七日にデヴィスより受洗している記載があり、<sup>(28)</sup> このことがどれほど信恵にとって慰めとなつたかは十分に想像されるところである。なぜなら、彼は排耶蘇的意識の持ち主だつたからである。

## 二 京都看病婦学校と神戸養老院の開設

よく知られるように、信恵が入学した京都看病婦学校は、八七年一月に、同志社設立の当初から医学校開設の意向を抱いていた新島襄が、資金難と在日アメリカン・ボード宣教師団の反対等の理由で、その構想が挫折した後に、宣教医J・C・ペリーの協力のもとで京都市烏丸上長者町角の地所で設立した、我国の近代看護学教育機関の先駆をなすものであった。我国における近代看護教育は、先進的な指導者によって欧米世界から導入される形で展開されたが、最初の看護学校は、イギリスのセント・トーマス医学校に留学していた高木兼寛によって八四年一〇月に授業を開始した有志共立東京病院看護婦教育所であり、次いで八七年一月には、アメリカ女性連合外国伝道協会の宣教師M・T・ツルーによって桜井女学校附属看護婦養成所が設立され、これに続いて、この京都看病婦学校が開校の運びとなっている。同校の校長には、八六年一月にアメリカン・ボードから派遣されたL・リチャーズが就き、併設された同志社病院の院長にはペリーが当たった。もとより、この学校は厳密な意味でのミッション・スクールではなかったが、同志社とは、同じ組織的基盤に立っていたため、その教育方針の中にキリスト教精神が貫かれるのは当然であった。それは、八六年七月に京都府に対して開設認可を申請する際に提出された「設立趣旨」に付された同校々則の「生徒入学試験ノ科目」の項目に、「聖書ノ文義ヲ了解シ得ヘキ事」と定められていることにも示されている。<sup>28</sup>ただし、同校則に定められた入学資格については、身体が健全であることの証書を差し出すことが義務づけられている以外は、「年齢ハ三十年乃至四十年ヲ以テ最好トス（。）但シ看病ヲ以テ其職業ト為サル者ハ此限ニアラス」とあるのみで、<sup>29</sup>特に学歴は要求されてはおらず、これは当時の女性の就学率が非常に低かったことにもよるものであろう。<sup>31</sup>

この京都看護婦学校は、一九〇六年四月に財政的窮迫のために同志社の手を離れるまで、別科と臨時を除いて、延べ一九回一三一名の卒業生を社会に輩出しているが、当時の看護婦の仕事は、併設された同志社病院の勤務だけではなく、派出看護の占める比重が非常に高かった。しかし当初の頃は、一般の家庭で派出看護婦を需めるところまではゆかず、彼女たちの派遣先は特権的な富裕層の家庭が主だったという<sup>32)</sup>。そうした中で同校も、一八九二年より巡回看護婦制度を導入して、こうした需要に依っているが、しかし京都看護婦学校は、その一方で他の施設とは異なり、宣教活動の一環として生活困窮者に対する巡回看護を展開し、病者の施療をめぐる様々な奉仕活動にも尽力しており、これは今日のディストリクト・ナース（地域看護）の先駆とも言えるものであった<sup>33)</sup>。

こうしたことから、信恵もまた、このような慈善的な働きに参加もして、貧困層の人々の介護と救済に対する感慨を深めたことと思われるが、彼女は、修学期間二年の教科課程を終了して、一八九四年七月に第七回生として他の八名の同窓生とともに同校を卒業している<sup>34)</sup>。ただし、先の賀川の備忘録には、「身体弱く、筆記が出来ず眼が悪くて今直忍□の生□になれず次に鈴木氏が来る、私は落第した□□て無かった、成績は終りによいかと思ふ。神の力と思ふ、学校も一年して二年目に夏休す病□に働いて、眼が見えぬ様になり、夜間も□□どうぞこうぞ居り、その後失敗は無いが、心抱も出来なかつた。お茶碗がわれてかへれぬと感じ敷居を跨いで両足で立つていた（後略）」との記述があり、彼女が、学業において非常に苦勞していた様子が伝わってくる。

卒業後、彼女は派出看護婦として、京都から大阪にかけて働くこととなり、九六年には助産婦の資格も取得したとされるが、その間の詳細については不明である。ただし、九三年八月に三期生の富永ハルが、五期生の佐藤ミツエの協力によって京都看護婦会を結成し、次いで翌九四年には大阪で、富永と同期の山村キサが京都看護婦会支部を設立し、さらに同年には、宇佐美キサによって大阪市西区北堀江町に看護婦会が生まれ<sup>35)</sup>、信恵自身が回顧したと

ころによれば「明治二十七年に大阪に居りました」とあるので、彼女は、後者のいずれかの看護婦会に所属していたものと思われる。そうした経緯から、彼女は九七年になると、派出看護婦の幹旋先の拡張のために、まだ看護婦会が結成されてはいなかった神戸に赴いて、同市下山手通四丁目の番外八番屋敷を借り入れて、同窓生有志とともに友愛派出看護婦会を設立し、推されてその会長にも就くこととなった。こうして神戸の地を活動の拠点として働くこととなった彼女は、出産の手伝い等で宣教師の家庭を訪問する機会も多くなり、次第に、当該地の教界関係者とも人的交流を深めることになったと想像される。また信恵は、娘の君枝の将来を考えたのであろう。彼女が高等小学校を卒業したのを機に、自分の許に引き取り、神戸女学院に入学させてもいる<sup>(36)</sup>。

当時、神戸の市街地は、急速な貧困層の人口の流入が進行し、それとともに、行政当局による強硬なスラム対策がなされつつあったが<sup>(37)</sup>、行路病者も少なくなく、その中には緊急の保護を必要とする棄児や老人たちの姿もあつた。京都看病婦学校在学中に生活困窮者に対する巡回看護の奉仕活動にも接した信恵は、市内各地に溢れる窮乏した生活者の現実を看過することはできなかつたであろう。彼女は、その中でも特に、放置されている多くの孤児たちの存在に心を痛め、当初、その保護事業を考えていたようであるが、既に当時、中山手通七丁目に神戸浸礼教会牧師吉川亀を院長とする神戸孤児院（一八九三年に設立、一九四二年には神戸真生塾と改称）等の収容施設も存在しており、彼女は、岡山孤児院より神戸孤児院の児童養育担当として迎えられていた矢野穀や、九八年一月に出獄者保護会（一九〇六年に神戸愛隣館と改称）を設立した村松浅四郎とも相談し、活動の対象を老人介護に移すこととなる。かくして信恵は、九九年一月に友愛派出看護婦会の敷地内別棟に友愛養老院を開設するに至つたのである。もとより同施設は、身寄りのない孤老を保護収容するためのものではあつたが、それと同時に、当時、独身者がほとんどであつた看護婦会の女性たちの老後を考慮しての、附属施設としての目的も加味されていたとも言われる<sup>(38)</sup>。なお、後年に相田良雄が

回顧した次の文章には、信恵が養老院事業を始めた経緯に、一人のアメリカ人女性の関与があつたことも示唆される。「(前略) 私は我国養老院の創始は看護婦長寺島信恵さんが、明治三十三年神戸に施設した神戸養老院であると思つた。寺島さんは米国婦人の看護をなし、その婦人が帰米の時、同行を勧めたが老母があるからとて辞退した。然らば年金を上げるゆえ母を大切にせよといわれた。我母一人を扶養するには過分であり又一人に奉仕するも二三人に奉仕するも、手数は一つだ。老後身よりない人を世話したいとて創始した。之が養老の文字を用いた初であると思つた(後略)」。

この友愛養老院は、あくまでも信恵を中心とした友愛看護婦会の女性たちによる小規模な事業運営であつて、設立当初でも収容者は三名、その三年後の一九〇二年段階でも五名に過ぎず、その収容資格も女性に限られていた。しかし、これ以降、漸次、入居者が増えるにともなつて、篤志家や教界関係者の協力や支援の輪も次第に広がり、〇三年三月には看護婦会の事務所を中山手に移転させて、施設名も神戸養老院と改称するとともに、事業規模を拡大させ、安定させる目的で運営の組織化が図られることとなつた。この時に配布された設立趣旨書は次のような文面であるが、傾聴に値する内容であろう。「(前略) 社会問題の漸く喧を極めんとするに当り先づ解決を要する二個の事業あり、育児事業及養老事業是れなり、育児事業は今や天下の与論となり、各府県に孤児院の創設を見るの盛運に向ひしと雖も養老事業に到つては殆ど之を顧るもの莫らんとす、之れ決して我同胞の社会的同情の円満なる発言と云ふ可からず、惟ふに孤児は永き将来を有するが故に社会の同情に値ひし老者は近き未来をも有せざるが故に社会的同情を獲るに値ひせざるならんと雖も吾人の観察を以てすれば、渠等の多くは人生の苦戦苦闘に戦ひたる断腸の悲劇的歴史を有す、(中略) 我養老事業は孤児よりも一層惨憺たる生涯を経過し來つて而も前途一点の光明なき悲哀の極に陥りたる孤老の為に厚き同情を表する事業なれば茲に聊か旨の存する処を發表して社会の良心に懇ふ義侠なる江湖の志士仁人幸に

同情賛助を惜み玉ふ勿れ<sup>40)</sup>」。

こうして、設立後の神戸養老院は、それまでの働きが全面的に個人的奉仕と負担に依存していたのを改め、理事と評議員会の役員組織によって運営されることとなり、一〇名の評議員の中には、先述の吉川亀や神戸教会牧師の原田助も加わっている。ちなみに、設立時の陣容は次のようであった。院長寺島信恵、理事石野きよ・丸井まき・三瀬千鶴江、評議員原田助・葉若雄次・西村兵次郎・渡辺英三郎・横田とみ・松井文彌・小磯吉人・寺島信恵・宮本良太郎<sup>41)</sup>。そして〇四年一月には、「本院は之れまで設備の都合により婦人のみを收容し来りしが此度評議員會の決議により事業擴張を謀ると共に男子の收容をなすこととせり」との方針によって、男性も收容されることとなつて<sup>42)</sup>いる。

また時期的には下るが、内務省地方局編『感化救済事業一覽(四十三年九月調)』(一九二一)の記載では、同院の經費は四二二円、基金二二八円、職員五名、收容人員一〇名といった規模であるが(同書、一一頁)、翌年度の報告では、「經費一、一六八円、基金六一七円、收容人員九名」と支出が倍以上になつてはいるものの、職員が一名しか勤務していない厳しい事情も窺われる<sup>43)</sup>。なお、『神戸市社会事業概況(大正一一年四月)』(神戸市役所社会課、一九二二)によれば、同院は当時、神戸市に存在する唯一の養老施設であり、「毎週一回基督主義ニ依り訓話ヲナシ精神的慰安ヲ与ツ」とあり(同書、九六頁)、神戸養老院の精神的基盤がキリスト教信仰に固く立つものであったことを示すとともに、信恵の收容者の精神面に対する配慮を感じさせ<sup>44)</sup>る。

ちなみに、我国における養老事業は、それまでの窮民收容施設が、年齢層の上では老若混合であったものが、一九〇〇年代に入つて、たとえば金沢の小野慈善院や東京市養育院が児童対象施設を分立したり、長野の大勸進養育院が高齢者と年少者を分離させたりしたように、次第に分離收容化へと改善される形で形成されていったが、それでも施設の絶対数は少なく、極度に不足していた<sup>45)</sup>。こうした中で、高齢者のみを対象とする收容施設として先鞭をつけたの

はキリスト教界であり、一八七九年にカトリック系の本所教会養老院が設立されたのが最初であつたが、その後、九年一〇月に聖公会宣教師E・ソートンによつて、東京市芝区西久保八幡町に孤老女性を保護する目的で聖ヒルダ養老院が設立されている。友愛養老院が創設されたのはこの四年後のことであつて、その意味では、信恵の働きは先駆的なものであり、前橋教会の宮内文作が上毛慈恵会養老院を設立したのは、一九〇三年二月のことであつた。キリスト教関係以外では、〇二年に聖徳太子信仰に基づいて岩田民次郎によつて設立された大阪養老院や、翌〇三年に発足した東京養老救護会等が、相次いでこの時期に生まれている。しかし、一一年に実施された内務省調査によれば、當時、全国の窮民救助施設は四二施設あり、その中で養老施設は一七施設に及んでいたものの、その三年前に国会に提出された「養老法案」では、救済を必要とする「極老」の人口は一万五五二二人と計上されていたというから、行政側の対応はなきに等しいものであつたと言えよう。ちなみに、民間の各養老事業による第一回養老事業大会が開催されたのは、さらに時期的には下つて二五年一〇月のことであり（会場は大阪養老院、参加施設数は二三）、この時に救護法の制定が決議されて、翌二六年五月に内務省社会局が同法案を発表したものの、同法は、二九年四月の公布から施行（三二年一月）まで三年もの歳月を費やしている。<sup>(48)</sup>

### 三 神戸養老院のその後

信恵は、自己の働きについては多言をしない篤実な女性であつたというが、事業の資金運営には相当の苦心があつたに違いない。当初の頃は、彼女は看護婦会の会員に呼びかける一方で、派出先の家庭にも赴いて趣旨を説明して、賛助会員を募つて資金繰りに奔走した。〇四年度の同院の「経費収支決算表」によれば、収入総額二七三円一八銭九

厘の内訳は、月約賛助金一八二円二一錢五厘、臨時寄付金八九円九七錢四厘といった具合であり、賛助者一八九名、臨時特別寄付者三四名、物品寄付三一件の名簿には、釘宮辰生、吉川亀、堀峯橘、村上俊吉といった教会教職者や、小磯吉人、中村平三郎等の有力信徒層、さらに宇和島のデヴィスの名もあり、それらに加えて、〇二年に再来日して、当時、神戸女子神学校で教鞭を取っていたE・タルカット、同志社のD・W・ラーネットの妻や林歌子といった名前も記されており、この他にも神戸美似教会・京都平安教会婦人会といった教会関係団体、ランバス伝道女学校、大阪養老院、博愛社といった学校、及び施設名も散見されることから、次第に同施設が、幅広い教界関係の支援を受けていた様子が窺い知られる。<sup>(49)</sup>

ところで、信恵は、〇八年九月一日から一〇月七日にかけて、東京市麹町区飯田町の国学院大学で開催された内務省主催の第一回感化救済事業講習会にも、先の矢野や村松らとともに参加している。この講習会は、それまで各地に散在していた慈善・救済事業の全国的組織化と事業形態の近代化を図る目的で実施されたものであり、そのことは、この講習会最終日に、かねてより懸案とされていた中央慈善協会が発足していることにも示されている（会長には渋沢栄一が就任）。けれども、それは同時に、それらの私設慈善救済事業の中央集権的な再編と統括を容易にする目論見をも含むものであった。そればかりではなく、この講習会の開催には、今一つの思惑があった。それは、講演の内容にも窺われるように、基調となる感化救済事業論には報徳思想に基づく道徳主義的傾向が強く、こうした全国的規模の講習会を実施することを通して、民衆に対する天皇制慈恵思潮を普及し、日露戦争後の財政逼迫と社会不安による政治的危機を回避させるために、人心を収攬させようとする支配層の政策的意図も介在していたのである。

なお、この講習会は、講習日数三六日、講習科目二五科目、一一六時間、臨時講演一四回、二四時間にも及ぶ講習会といった大規模の日程でなされ、その受講者数は三五〇余名であったが、その多くは宗教家であったとされている<sup>(50)</sup>



る。<sup>51</sup>多分にそれらの人々は、組織的に動員されたものと思われるが、このことをもってしても、この講習会が、教化的要素を色濃く有している事実を窺い知ることができらるだろう。そのことは、日程の中に、特別に内務省宗教局長の斯波淳六郎による「宗教と感化事業との関係」と題する講演が盛り込まれていることにも示されているが、ちなみに、開会式でなされた、内務省地方局長の床次竹次郎による訓示演説には次のくだりがある。「(前略) 會合諸君の中に多数の宗教家諸君か加はられましたことは、私の最も満足する所であります。一體民風の改善は、多くは宗教家を中心となりまして、活動致します方か、最も成功するやうであります。歴史に依て見ましても、亦現在の有様に就て見ましても、疑ひのない所でありますから、今日の會合を幸ひ、斯業の爲には、宗教家諸君か十分奮励せられて、宗教に關係なき諸君と共に、将来は相互に提携せられ、斯業の發達を圖られんことを切望致します」<sup>52</sup>。

この第一回感化救済事業講習会の終了後、内務省は、全国の感化救済事業に関する資料を集めて『感化救済小観』を発刊し、翌〇九年の一〇月には第二回感化救済事業講習会を実施することとなるが、さらに中央慈善協会の支援のもとで、一〇年五月二日から三日間の日程で名古屋市長會議事堂を会場に、全国感化救済事業大会が開催の運びとなっている。同大会は、特にキリスト者の、ともに内務省の囑託であつた留岡幸助と生江孝之の助言に負うことが少なくかつたというが、<sup>53</sup>信患も神戸養老院の代表者として、<sup>54</sup>神戸愛隣館の村松浅四郎とともに、これに出席している。こうした経緯もあつてか、同年には、初めて神戸養老院に対して内務省から、「第三回奨励及助成金」の対象として奨励金一〇円が交付されているが、この奨励助成金制度は、一八九七年の英照皇太后の死去に際して慈善救済のために四〇万円が下賜された「慈恵資金」を基礎とするものであり、天皇制国家にとって「情民助長」に資すると評価される優秀な慈善、及び感化救済事業に対して援助を行うものであつた。しかしこれはまた、そうした自主的な事業活動を政府自らが積極的に督励、指導してゆく姿勢を示す一方で、皇室からの慈恵金下賜を勲功とする事業運営に

おける国家依存の度を強化させるとともに、その選定における天皇制官僚による一元的な管理統制をも生み出す温床ともなったことは否定できない。<sup>65</sup> それはともかく、神戸養老院は、翌一一年二月には増額されて、今度は、助成金二〇〇円の下付を受けているが、この下付金にしても、あくまでも団体施設の基本財産としての性格付けがなされ、その具体的な運用については厳格な報告義務が課せられるものであつて、微細にわたつて使途認可を常時仰がねばならず、しかも、当時の神戸養老院の年間借家費は二四五円であつたから、到底、その賃貸料すら下付金だけで捻出できるものではなかつたのである。<sup>66</sup>

当時、我国における公的扶助をめぐる国家法は、一八七四年二月に太政官達第一六二号として発布された恤救規則のみであつた。同規則は、一九三二年の救護法の制定に至るまでの、ほぼ六〇年間に及ぶ天皇制国家の窮民救済政策の法的根柢となるものであつたが、「濟貧恤窮ハ、人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ管ニ候得共、目下難差置無告ノ窮民ハ、自今各地ノ遠近ニヨリ、五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置、委曲内務省ヘ可伺う出、此旨相違候事」との「前文」にも示されているように、あくまでも血縁地縁的關係に基づく親族扶養や隣保相互扶助が前提とされる制限主義的傾向が強いものであり、常に地方官の中央政府に対する照会によつて、天皇の「御仁政」による窮民救助がなされるといつた、かなり中央集権的性格の濃いものであつた。ちなみに、同規則における老者をめぐる条項を抜粋すると、次の通りである。「一、極貧ノ者、独身ニテ廢疾ニ羅リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ、一ヶ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給スヘシ。但独身ニ非スト雖モ、余ノ家人七十年以上ノ者、重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ、一ヶ年一石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ（以下省略）<sup>67</sup>」。

この規定にも明記されているように、窮民救助の要件は主として戸籍上は独身者に限定され、およそ家族離散等のいかなる事情があれ、戸籍を同一にする者が存在している限りは、この規則を利用して救済を受給することは不可能

であつた。そして、老者の対象年齢は七〇歳以上とされてもおり、同規則制定後に、貧苦に呻吟する民衆に対する地方行政官による幾度も受給者資格の照会についても、国家支配層はこの恤救規則を盾にはねつけ、実質的には何ら具体的に対応しようとはしなかつたのであつた。

けれども、こうした厳格な態度を固持し続けていた政府側も、日清戦争後の恐慌によつて、各地で窮乏農民による騷擾や労働争議が頻発するにつれて、一八九七年一月には通牒「恤救規則適用ニ関スル件」を發して、幾らか宥和する方針を取らざるを得なくなる。しかしこれとて、「情状ヲ精査シ救助スルコト」とする、従来以上の嚴重な調査が前提とされていたために、却つて受給人員の数は九二、三年時にも及ばない状況であつたといふ<sup>55</sup>。さらに、一九二二年三月の第二八回帝國議會に立憲国民党の福本誠代議員によつて、七〇歳以上の無資産、及び無収入、かつ保護者のない老者に対して一日一〇錢の養老金を支給する旨の「養老法案」が提出されているが、政府当局、及び与党の立憲政友会による反対で廃案の扱いとなつている。この時、「七十才以上ノ無資産・無収入ノ者ハ普通ノ考カラ云ヘバ其原因ハ其人間ノ過失ニアルト云フコトハ明カ」であつて、「劣等ナル者ガ優秀ナル者ニ対シテ憐ミヲ請フノハ宣イデスケレドモ、ソレヲ彼等ノ權利國家ノ義務ト之ヲスルト言フコトハ必ズ宣イ結果デハナイ」、あるいは「国体ノ精華トシテ忠孝ノ道ヲ尊シテ外國ニ大ニ自負シテ居ル國ガ法律ヲ以テ老衰者ヲ保護シナケレバナラヌ」のは、「此美風ノ国体ト相容レヌ」といつた反対論が噴出したといふが、この時期の養老事業を取り巻く冷酷な政治状況が知られよう。

ところで、この「養老法案」が上程された同年九月に、神戸養老院は、主任として、当時、静岡ホーム（同施設は、〇五年に北米カナダメソジスト伝道会社のR・エンバーンによつて、出征軍人幼児保管所として設立され、〇七年に改称）で働いていた城ノブを招聘することになる。それは、病身であつた信恵の物理的な負担を少しでも軽減させる

ために周囲が配慮してのことであつたという。<sup>(60)</sup> 城は、かつて信恵が受洗した宇和島美似教会で伝道師として働いた経緯もあり、その間、同教会の女性層を中心に、一八九七年に結成された宇和島婦人建徳会の活動にも尽力した実践家であつた。彼女は、持ち前の行動力を發揮して支援者を募り、これ以降の三年間で養老院の経理面の立ち直しを図つた。その後、彼女は、神戸養老院を辞して、一六年五月に、生活難や虐待で苦しんでいた女性たちの救済を目して神戸婦人同情会を設立し、<sup>(61)</sup> それとともに、神戸婦人矯風会の文書課、及び伝道課担当としても精力的に活躍してゆくことになる。信恵もまた、一八九八年九月の設立当初から神戸婦人矯風会（前身であつた神戸婦人禁酒会を改称、会頭は原田咲子）には、三瀬千鶴江（会計）とともに関わっており、翌九九年一二月の第二回年会では委員にも選ばれてもいる。<sup>(62)</sup> その後、一九〇九年七月の感謝会の席上で、「地方より出で、正業を失ひ墮落せんとする女子を引きとりて世話し之が教導を試みたしとの希望」が提起されて新設された救済課では、信恵は課長としての責務も負い、<sup>(63)</sup> 同年の大阪、及び翌一〇年の青森大火の犠牲者に対する支援助物資や見舞金の募集にも尽力し、新川の生活困窮者に対する衣料支給活動にも携わっている。<sup>(64)</sup> また、この年の五月二八日には神戸女学院で教育課、及び救済課の事業のためにバザーを催し、その純益金より二六円三〇銭を神戸孤児院に、五円を新川貧民救済事業に寄付している経緯から、<sup>(65)</sup> 賀川が彼女と接触したのは、この時期のことであろう。

かくして城の尽力もあつて、神戸養老院の運営は、ようやく一応の安定を見せるようになったが、收容者の増加や、老者に対する充全たる介護をめぐる衛生面や設営面を考えると、もはや施設は限界にあつた。既に、一九一〇年一二月の『基督教世界』には、「爾来十二年を経しも、其規模至つて小なりしたため其間僅に二十四名を收容したるのみなり。而して内譯は死亡十二名退院六名にて現在は六名を有す。尚同院は益々擴張の必要を感じて今般事業擴張を企圖し、先づ二十名位を收容し得る設備をなさんとし之れが資金募集のため去月廿二三兩日神港倶楽部に於て慈善音楽会

を開催せり」と、募金活動の實際が報じられており、施設の新築移転はかねてより準備されていたようであるが、信恵は、この計画を一七年に実現すべく評議員会に諮問し、事業拡張に着手することとなった。しかし、その趣意書も作成され、建築予定図面も添えて計画の具体化に移そうとしていた矢先に、彼女は腸閉塞のために倒れた。そして、胆石の激痛もこれに加わって、佐野病院で手術を受けるが、遂に病状は回復しないままに、一八年五月一九日午前八時に、彼女はその五三歳の生涯を閉じたのである。それは、賀川が、一四年八月に留学の目的で渡米し、三年間の研鑽の後に帰国した翌年のことであった。

信恵の葬儀は、二日後の同月二一日に、彼女が属し、エボース同盟の慈善部長や女性幹事、そして日曜学校教師として奉仕もしていた神戸中央教会で行なわれたが、この時の模様を、『護教』は以下のように伝えている。「(前略)午後二時葬儀は教會に執行せられ來會者三百餘に溢る。西村祐辨氏司會し赤澤柳原安藤田中諸師式に加はり、釘宮牧師履歴朗讀日野原牧師説教せらる而して知事の弔辭代讀をはじめ、諸團體及個人の弔辭ありたり、女史に母堂あり、信仰に肉體に共に健在、常に女史と共にありて養老院の為に、又教會の為に盡さる又其の令嬢は近藤家に嫁し愛児三、希くば遺族の上に神の恩寵裕かならんことを」。

信恵の死後、結局、友愛派出看護婦会は解散し、神戸養老院の方は吉川亀が院長職を継いで、その後、彼女の娘君枝と神戸女学院の同窓であった渡辺鶴代(溝手文太郎の長女)が、一八年九月に院長代理として着任し、そして信恵の念願であった養老院の新築移転は、二〇年三月に実現する運びとなっている。

#### 四 賀川豊彦との関わり

賀川が、この信恵と面識を持つようになったのは、先述したように、彼女が救済課長の役職についた神戸婦人矯風会の慈善活動に接触してのことであつたと思われる。一九一〇年二月の『婦人新報』の同会に関する報告によれば、一月廿日渡邊會長寺島救済課長、鈴木書記打ち連れ當地の貧民窟を巡視す」との記載があり、彼女自身が、新川の地を視察している事実が窺われ、この時に、賀川の働きを直接に知ることとなつたことと想像されるが、二三年に刊行された賀川の『神と苦難の克服』（実業之日本社）に、彼が彼女と関わりを持った経緯について披露している文章がある。それによると、新川で暮らすようになった賀川は、生活苦の中で畳を入れることもままならず、「自分の着物はと云へば、袴は破れ着物は破れてゐた」といつた有り様であつたが、信恵は三瀬千鶴江を介して、彼を訪ねてきたという。「(前略)すると二三日後、四十恰好の婦人が『賀川さん、いゝ仕事を始められたさうですね』と云つて這入つて来た。その頃、基督教信者で三瀬と云ふ人がゐた。その人の友人で友愛看護婦会を持つてゐた人が、『三瀬さんに聞いて、死ぬ前に賀川さんについてゝ事をしたい』と云つて来た。その人は畳を半分しか入れない私に、金を五円呉れた。それが、私の貧民窟伝道始めてから貰つた二度目の金であつた。最初は鈴木と云ふ今松山で伝道してゐる牧師さんに五十銭貰つたのを覚えてゐる。私はその時、別に頼みにも行かないのに五円呉れた人を偉いと思つた。私はその人がどんな人か知らなかつた。兎に角偉い人に違ひない。わざと顔も見たいこともない青年を助ける人だから、余程感心な人だと思つてゐた。その人は、家に年寄が少し居るから一度来てくれと云つた。私が行つて見ると、小さな借家に老人が九人ゐて、表には神戸養老院と書いた看板がかゝてゐた。私を訪ねてくれたその人はその老人を世話してゐた看護婦で、寺島ノブエといふ人だつた。寺島さんは、山室と云ふ人と共に、看護婦をして働いて儲けて来た金で老人を世話してゐた。私はそれから寺島さんと親しくなつた。寺島さんには私と同じ年の子供があつた。寺島さんは、自分の母と、主人の母と、その他に七、八人の老人を世話してゐた。それを、宗教生活を送つてゐた中島と云

ふ変つた人が、労働して暇があれば助けてゐた。そこで寺島さんと中島さんと私と、変つた人間が三人寄つた訳である。寺島さんは信仰の厚い人だつた」<sup>(1)</sup>。

この賀川の述懐にも記されているように、信恵は、娘君枝とともに実母の忠ばかりではなく養母の孝も引き取つて、四人で暮らしていたようであるが、先の『宇和島美似教會員名簿』によれば、○一年七月七日に彼女は神戸美似教会に転籍しており、翌八月四日には夫の徳彌が、一旦は宇和島美似教会を除籍されたものの、同教会に転籍した旨の記載があり、彼もまた一時期、宇和島を離れ、神戸に赴いてきたのではないかと考えられるが、この間の事情は判然とはしない（なお、彼は○五年一月二〇日に大洲で死去、四九歳）。

それはともかく、こうして賀川は、それ以降、信恵と親交を重ねることとなり、一一年三月四日に催された神戸婦人矯風会の月例会には、特別に講師として招かれているが、これは信恵の周旋によるものであろう。この時の模様は、次のように伝えられている。「(前略)次で新川貧民窟<sup>ア</sup>に身を捧げて働かるゝ賀川豊彦氏の『近代道義生活に對する實驗科學の貢獻』と題する有益なる講話あり、即ち宗教抜きにして只科學の力もて社會の改良矯風に致さんとする社會主義一派の勢力の、那邊迄及ぼせるかにつき研究し、併せて吾等の責任に説き進められ、大に反省奮勵せしめらる」<sup>(2)</sup>。

病弱であつた賀川は、日常的な生活面でも、色々と信恵に世話をしてもらつていた様子であり、彼は、彼女のことを自分の母親のように慕い、一方の信恵も、時折、帰宅が遅い時には賀川を訪ねて、両者が話し込むこともあつたと、君枝は後年に証言している。<sup>(3)</sup> また、賀川は後に、主人公「新見栄一」に自らを模した半自伝的小説である『太陽を射るもの』（改造社、一九二二）の中で、信恵のことを「富島のぶる」の名で登場させているが、その中には次のような描写がある。文面の、虚構上、極度に精神化された女性像に、彼が理想と仰ぐ日本女性をめぐる規範的造型や、潜

在的な母性コンプレックスを感じさせるとは言え、信恵の人柄の一端が偲ばれよう。「(前略) 富島さんは少しも美貌の持主ではなかつた。そして年齢から云つても、栄一とは十四五も違つて居た。富島さんに対して恋愛と云ふ觀念は起り得なかつたが、富島さんのやうに崇高な性格の持主に向つては、たとひ彼女が美貌の持主で無くても、必ず栄一は抱き込まれて了ふことは強く感じた。栄一は富島さんに大事にしてもらつた。一枚の着物で居てはよく無いからと云つて、袴と羽織を貰つたことがあつた。シャツの洗濯してもらつたことがあつた。そんなに親切にしてくれる度に毎に栄一は、今更の如く女に接触して全く新しい或物を富島さんに発見するやうになつた。それは所謂、賢婦人と云ふものは、富島さんのやうな型を云ふのだと云ふことがわかつてきた。(中略) その愛の緻なこと、そして痒いところまで気がつくこと、老人の世話の行き届いたこと、その一々に對して、栄一は富島さんのやうな婦人を妻とすることが出来るならば、百人の鶴子や千人の小秀を得るよりも幸福であると感じた。富島さんの家へ行くと、きちんとした日本趣味に彩られた馥郁と匂うてくる或高雅なものがあつた。栄一は富島さんに於て、初めて日本婦人の尊敬すべきものであることを知つた」<sup>4</sup>。

ちなみに、先に紹介した信恵の逝去を報じる『護教』記事は、彼女の信仰者としての遺徳を、次のように称えている。「女史天資謙讓柔しかも克己犠牲の意志牢し、而して徹頭徹尾信仰に立ち祈禱に生き神の聖旨をこれ楽しみし人なり、昨秋病を得て苦惱多かりしも一言の之に及びしなく唯だ、神恩の鴻大にして救のうれしきを感謝し慰問者却て女史によりて奨励さるゝを例とせり、其病革るゝや却て天に召さるゝを喜び、ひたすらに其日を楽み待たれたり、其辭世に曰く『主の召を待ちつゝ体の楽しさよ心にかゝる雲霧もなく』」。この文章に示されるように、まさに彼女の、一個の女性として職業的自立を求めて辿つた後半生は、看病婦としての献身的奉仕の境涯であり、それとともに神の摂理に對する深甚なる信頼に依りながら、その信仰の喜びを社会的実践に生かし続けた日々であつたと言えよう。賀川



もまた、そうした彼女の姿に啓発された一人であつたが、彼は次のようにも述べている。「私が自給的に慈善事業をしなければならぬと思つたのは、この寺島ノブエさんに教へられたのである。私が金が無くて困つてゐる時に、頭を下げたら三千円あげると云つてくれた人がゐたが、私はお祈りはするが、頭を下げて金を貰ひに行くのは好きではない。昔、エリヤは食ふに困つた時に鳥を養つて貰つた。その流儀を教へてくれた人は寺島さんである」。(前略)私(66)が感心した話がある。それは寺島のぶえ姉の祈である。寺島さんは死んで行く老人専門に傳道した。普通の人は子供とか青年に一生懸命になるが、老人のために盡すといふのは餘程忍耐しなければ出来るものではない。老人に福音を説いても居眠りばかりしてそる。その頼りない、七十か八十で乞食してゐる人に話する程馬鹿らしいことはない。

(中略) 私は自分の信仰のタイプとして、彼女を取入れることを喜んだ。今死につゝある、亡んでゆく者に對し、これ位の信仰と純情とを捧げたものである。我々はこの氣持ちになくゝなれない。が、その亡びつゝある一つの魂でも神に連れてゆかうといふ話を、彼女に學ばなければならぬ」。(66)

また彼は、次のようにも回顧している。「(前略) 私が看護婦を尊敬したのは、全く寺島のぶえ女史を知つてから後のことである。私は貧民窟に住んでゐた關係上、毎年数人の老人を寺島女史の養老院に送つたが、私はその養老院ほど美しい救済事業を嘗つて見たことがなかつた。そこに送らるゝ老人は、大部分病人であつたが、経営者と経営者の団体が看護婦の群である為に、如何なる老人と雖も決しておろそかには取扱はれなかつた。凡ての老人は、自分の親の如くに取扱はれた。私は此の高貴なる精神の持ち主である寺島のぶえ女史を通して、初めて看護婦精神の真髓にふれたのである。日本に於いて、寺島のぶえ女史の様な看護婦を持つたことは、誠に光榮であつたと云はねばならぬ。彼女は多くの労苦の後、世を去つたが、彼女の精神は、永久に神戸養老院の事業のうちに残つて居る」。(67)

むすびにかえて

信恵自身が文筆活動に携わることがほとんどなかったこともあって、彼女が自己の働きをどのように考え、そして展望していたのかを伝える文献資料は皆無に近く、これからも、その渉猟作業は続けなければならないが、現時点で、筆者が信恵について知り得たことは以上である。しかし、概括ながらも信恵の生涯を辿る時、封建的な家父長主義の弊風にあつて、不遇な家族環境に生育した彼女が、キリスト教信仰と出合うことによつて一個の女性としての精神的自立に目覚め、看病婦としての新たな境涯を歩み出していった経緯には、並々ならぬ決断力と強靱な意志を感じさせる。けれども彼女は、そうした自らの転身を、私利のためにはなく、殊に社会にあつて困窮している人々に対する献身へと向けていった。そこには、月並みな表現ではあるが、自己の生い立ちの疎外感や孤独を、他者のそれに対する共感へと転じていった、彼女自身の「痛覚」といったものを感得させもする。もとより、それは、言葉の本来の意味で、自己の権利主張を求める近代的女性像とは形容し難いし、慈善家としての個人的裁量の限界や、事業運営を取り巻く当時の天皇制慈善政策との関わりからすれば、問題がなくてもない。しかしそれは、近代日本におけるキリスト教慈善団体の全てに通底する思想的陥穽や桎梏であつて、このことをあげつらうのは酷であろう。けれども、そうした彼女が置かれた時代的制約を考慮してもなお、筆者には、昨今の日本における老人介護の非人間的な現実に鑑みて、信仰者としての彼女の働きが、某しかの教訓を示しているように思えてならない。

ところで、先の賀川は、一九三一年に出版された『十字架に就ての瞑想』（教文館）の中で、それまでの日本におけるキリスト教の普及に寄与した埋もれた信仰者群像の一人として信恵の名を挙げて、その功徳を称えている。その

内容は、どちらかと言えば、彼固有の信仰美談めいた語調を感じさせなくもないが、少なくとも賀川の人生の中で、彼女がいかに深い人格的感化を及ぼす存在であったかが看取されるだろう。「新島襄、沢山保羅、石井十次などは、みな彼等が負ひ得るだけの十字架をになふて、日本の民衆の前にキリストの説明をした。しかし、彼等ばかりではない。見えざる処に十字架をになふた秀れた聖徒たちが居つたために、今日のキリスト教が成立したのではなかつたか。官吏生活を棄て、乞食生活に入つた本郷定次郎があつた。看護婦をしながら養老院をつくつた寺島のぶえ女史、大工から身を起して、感化事業に尽した本間俊平氏、すぐれたる教育と、優秀なる家庭をすて、犠牲の生活を送つた山室機恵子女史、癩病人のために短い一生を捧げた服部けい子女史、その他、世間に知られてゐない多くの十字架のもとに集つた小さき聖徒等の、山間僻地で実現された愛の運動が、日本に於て実を結ぶやうになつたのである」と。

なお、信恵の没後、賀川は、彼女の伝記を執筆する目的で、時折、娘君枝の自宅を訪問し、取材をしていたといふ。しかし、結局、彼が志望していた「寺島信恵伝」の刊行は実現しなかつた。それを惜しむのは、恐らく筆者のみではあるまい。

#### 註

- (1) 『廓清』第二卷第一号、一九二二・一一、四八頁。
- (2) 武内勝口述『賀川豊彦とそのボランテニア』（同刊行委員会、一九七三）四三一―五一頁。
- (3) 『狂熱伝道覚悟』（一九〇九年二月一六日付日記『露の生命』）。
- (4) 前掲、武内『賀川豊彦とそのボランテニア』四三頁。
- (5) 前掲の日記『露の生命』には、一九〇九年二月から九月までの活動収支記録が付されているが、これを通して、賀川の活動費用のほとんどが個人的篤志による義援や借入によつて支えられている様子が窺われる。ちなみに、救霊団の同年二月分入費の記載には「マヤス氏より一六円」、さらに「月並献金マヤス氏一〇円」とあり、破格の支援がなされている。神戸神学校の同窓であ

った今村好太郎は、この頃の賀川とマヤスの特別な懇親について、次のように述懐している。「神学校の校長S・Pフルトン氏は熱心なカルヴァンの崇拜者である改革派神学に造詣のふかい人であったが、彼（賀川のこと、筆者註）のそうした方面の感化はあまり受けていなかった。ただ彼を少年時代から信仰にみちびいたH・Wマヤス教師に対しては彼はこのマヤス師を父のように尊敬し、師もまた何くれとなく彼を助け、たびたび金品を恵んで彼を助け、また彼の病気の悪化した際など、師は彼を自宅に伴い帰って休養させていた」（今村「宣教生活六十年の断想」高樹書房、一九七一、九〇―九一頁）。

(6) 一九〇九年の賀川の記事には、二月に「太田弥一郎氏、八浜氏の賛成を得」、翌三月には「活田教会牧師八浜氏貧民窟を見に来る」との記述があり、また同年の八月末には、この八浜の紹介で、賀川が東京の貧民街をはじめ、救世軍、労働者矯風会、家庭学校、無賃宿所等の慈善事業施設や、二葉幼稚園などの保育事業を視察しており、九月には、やはり八浜によって京都の貧民街の紹介を受ける記述もある。

(7) 八浜については、室田保夫「八浜徳三郎―キリスト教と下層社会、そして職業紹介事業」（同著『キリスト教社会福祉思想史の研究―「一国の良心」に生きた人々』不二出版、一九九四）が詳しい。なお、八浜は、一九一二年に大阪職業紹介所に奉職することとなったが、その翌年には、小河滋次郎の指導下に大阪救済事業研究会を組織し、機関誌『救済研究』の編輯に当たった。

賀川は、一九一七年にアメリカ留学から帰国後、同誌に数多くの論説を寄せているが、その仲介斡旋したのは八浜であろう（山田明「賀川豊彦における社会事業論の展開」『雲の柱』第七号、一九八八、九頁）。

(8) 神戸神学校の神学生時代に、賀川に対して、その費用の一部にと五〇銭の寄付をした鈴木伝助は、当時の賀川を「孤独の人であった。彼には帰るべき家というものがなかった」と回顧している。賀川が肺結核を患っていたこともあって、「病気が感染するかも知れないというので、学生たちは彼を敬遠し」、また同校の教師の中には、賀川が「危険思想家だから接近するなど、学生たちに注意するなどして彼に圧迫を加えた」という（鈴木「賀川豊彦素描」武藤富男編『百三人の賀川伝（上巻）』キリスト新聞社、一九六〇、一三一―一四頁）。

(9) 明治学院の在学時以来、賀川の畏友であった沖野岩三郎は、当時、和歌山県の新宮教会の牧師であったが、彼はしばしば新川の賀川を訪問している。一九一一年に神戸で日本基督教会の牧師会があった際に賀川とともに出席した沖野は、その時の模様を、戦後、次のように述懐している。「集會者の懇談会の席上で賀川君が貧民階級の状況を述べて、詳細な統計を挙げた。すると高知教会の牧師多田素君は、賀川君、ついでに貧民クツの下駄の数を教えてくれと言つてひやかしたので、一同はどうと笑つた。けれども私と賀川君は笑わなかつた。それは当時の牧師たちが社会政策とか貧民救済とかに無関心であることを悲しんだからであつた」（沖野「新川時代の賀川君―賀川豊彦を読んで（上）」『キリスト新聞』一九五〇・一〇・一四）。また沖野は、一九一八

年七月の『神学評論』に寄稿した「基督教と社会問題に就て」と題する論説の中で、「神戸で牧師の会合があつても賀川君の事業を参観しやうとすら考へる牧師が無い、甚だしきは嫌悪の感を以て観てゐるものがある」と嘆じている（同誌、第五卷第三号、一九一八・七、一〇五頁）。

(10) 賀川が救世軍の活動に注目し、その伝道、及び救済事業の手法に倣つていたことは、よく知られている。一九一〇年の秋には、彼は横浜の救世軍士官学校を特別に訪問しており、山室が来神した時には、賀川は必ずと言ってよいほど彼の講演会に足を運び、武内たちにも山室の話の聴きに行くように奨励していたという（武内勝「先生に学ぶ」山室武甫編『民衆の友山室軍平回想集』山室軍平記念会、一九六五、一八八頁）。こうした経緯から山室は、神戸神学校を卒業して間もない賀川に対して、救世軍士官学校で教鞭を取るように要請したが、賀川の方は、この申し出を辞退したという（賀川「山室先生を偲んで」同書、九一頁）。

(11) 赤沢が、大阪両国橋教会から神戸中央教会に転任してきたのは一九一二年のことであつたが、同教会には信恵が在籍しており、もしかしたら赤沢は、彼女から賀川のことを聞き及んだかもしれない。賀川は、彼とともに数名の有志の教会教職者による祈禱会を作り、週一度の交流と情報交換を行なつてゐる。赤沢自身も、前々任地の堺教会で実業夜学校や託児所を解説して救済事業に携わつていた経緯もあり（鮫島盛隆『赤沢元造伝』同刊行会、一九四三、一〇五—一二頁）、賀川に対して親近感を寄せていたと想像される。

(12) 賀川は、一九一一年夏より竹内宗六に連れられて、葺合区吾妻通三丁目で操業していた福音印刷合資会社神戸工場で週一度持たれていた伝道集會に関わつてゐるが、彼が担当したのは、職工層に対する讚美歌指導であつた。この時、同工場の女工であつた芝ハルと出會ひ、両者は急速に懇意となつた。そして二人は、一三年五月二七日に神戸日本基督教會で、青木澄十郎の司式で結婚することとなる。山室軍平は、祝意を表現して、この時に賀川に袴を贈つたという（賀川「残された刺」日曜世界社、一九二六、『賀川豊彦全集』第二卷、キリスト新聞社、一九六三、一六六頁）。なお、本論でも紹介した創設期の神戸養老院の事業を伝える小冊子『神戸養老院』は、この福音印刷合資会社で印刷されている。

(13) 新川時代の賀川の日記等の諸資料は、米沢和一郎・布川弘編『賀川豊彦初期史料集』（緑蔭書房、一九九二）に、原文を写真印刷する形で収載されている。また、この時期の賀川の救済事業活動については、これまで、その被差別部落観を中心に少なからぬ研究成果があるが、厳密な実証性を保持しているのは、一連の山田明氏の研究であろう（山田「一九一〇年代貧民街における障害者の生活形態―神戸新川地区・賀川豊彦の活動著作から」『共栄学園短期大学研究紀要』第三号、一九八七、「一九一〇年代貧民街における障害者の受障と落層」『賀川豊彦学会論叢』第二号、一九八七、及び「初期賀川の貧困・貧民認識の形成過程―神戸新川貧民街への移住まで」同誌、第四号、一九八九）。

- (14) 同施設は、現在、神戸市東灘区住吉本町にある社会福祉法人神戸老人ホームの前身であり、名称の変更は一九七一年二月になされた。
- (15) これまで彼女を取り上げた文献には、次のものがある。「寺島ノブへ」(兵庫県社会福祉協議会編『福祉の灯―兵庫県社会事業先覚者伝』一九七二)、芝野慶子「夕暮れの時―老人ホームの創設者・寺島ノブへ」(島京子編『黎明の女たち』神戸新聞出版センター、一九八六)、細川海天「老人福祉に生涯を捧げた女性たち」(社会福祉法人神戸老人ホーム、一九九二)。なお、残念ながら「日本キリスト教歴史大事典」(教文館、一九八八)には、「寺島信恵」、及び「神戸養老院」の項目はない。
- (16) 筆者が彼女について論じたものとしては、「女性史における賀川豊彦6―賀川豊彦を支える女性 一 寺島信恵のこと」(『福音と世界』第四六巻第一四号、一九九一・一二)があるが、ただし同稿は、雑誌の連載といった事情で、限られた紙幅の執筆でもあって、充分な論及は果たせなかつた。また、若干の事実誤認も、執筆後に見出されており、本稿をもって改訂できればと考えている。この点、読者にあつては御寛恕願いたい。また、土肥昭夫氏は、『平民新聞』に比較的興味ある記録を記しているキリスト者の中に信恵の名を加えており(土肥「明治期におけるキリスト教と社会主義」『基督教研究』第三五巻第二・三号、一九六八・二、一三一頁)、とすれば、彼女は平民社の主張にも関心を寄せていたことにならう。事実、一九〇四年二月一日に山口義三と小田頼造が伝道行商のために神戸を訪れた際に、「下山手通四丁目の神戸養老院に同志深津三郎君を訪ひ、養老院の二階に厄介になる」との記録がある(『荒畑寒村編』『社会主義伝道行商日記』新泉社、一九七二、一一一頁)。
- (17) 岸本幾久子氏筆者宛書面、一九九一・一〇・九付。
- (18) 前出、芝野「夕暮れの時―老人ホームの創設者・寺島ノブへ」(島京子編『黎明の女たち』神戸新聞出版センター、一九八六)一七三―一七六頁。
- (19) 「神戸養老院創立の由来」(『神戸養老院』神戸養老院、一九〇五)三一―四頁。
- (20) なお、夫徳弥の戸籍謄本(愛媛県大州町役場)には、信恵の姓名が「藤岡ノブへ」と記載されており、彼女は相次いで養女となつたものの、一旦は生家に復籍していた様子であるが、その経緯については不明である。
- (21) 「宇和島美似教会員名簿」第四三三号「寺島ノブ」の記載。
- (22) 『日本基督教団宇和島中町教会創立九十年誌』(同教会、一九七八)一一二頁、及び中村金次編『南美宣教五十年史』(同記念運動事務局、一九三六)二二二―二二五頁。
- (23) 「宇和島美似教會通信」(『護教』第一六号、一九九一・一〇・二四)。
- (24) 前出、「神戸養老院創立の由来」、五頁。

- (25) 前出、「寺島ノブへ」(『福祉の灯―兵庫県社会事業先覚者伝』一七八―一七九頁。なお、文中の「高橋玄逸」は「永橋玄逸」の、「同志社看護婦学校」は「京都看護婦学校」の誤認である。
- (26) 兵庫松本通教会『宣教八十年史』(一九六九)三二頁。
- (27) 一九三四年一月に、賀川による「石井十次と寺島信恵」と題する小論が『火の柱』に掲載されているが、その中に「十三歳の時に結婚を強ひられて、一旦縁付き、結婚生活の苦しさに耐へ兼ねて逃げて帰ってきた。それはあまり幼なかつたためであつたらう」とのくだりがある。結婚年齢については明らかな誤解であるが、もしも、ここに記されていることが事実であるとすれば、信恵の夫婦関係は、結婚後数年にして破局に瀕していたことが示唆される(同紙、第七〇号、一九三四・一・一〇、一頁)。
- (28) 『宇和島美似教會員名簿』第七四号、「寺島徳弥」の記載。
- (29) 『京都看護婦学校設立趣旨』(明治一九年)、『同志社百年史資料編一』(一九七九)四〇三頁。
- (30) 同書、四〇二頁。
- (31) 亀山美知子「京都看護婦学校と同志社―明治期を中心に」(『近代日本看護史 宗教と看護』ドメス出版、一九八五)八〇頁。
- (32) 看護婦研究会編『派出看護婦の歴史』(勤草書房、一九八三)二四頁。
- (33) 亀山美知子「わが国初期看護教育における京都看護婦学校の位置づけについて」(『同志社談叢』第三号、一九八三)一〇四頁。
- (34) 『看病婦学校卒業生名簿』(前出、『同志社百年史資料編一』)四一〇頁。
- (35) 前出、「派出看護婦の歴史」三二頁。
- (36) なお、君枝は同校を、一九〇五年三月に第二回生として卒業している(『創立四十年私立神戸女学院沿革史』一九一六、三五頁)。
- (37) この頃の神戸市におけるスラム対策については、安保則夫氏による一連の都市権力による社会的差別をめぐる研究が精緻を尽くしている(安保『ミナト神戸コレラ・ペスト・スラム―社会的差別形成史の研究』学芸出版社、一九八九、及び「都市における権力支配の構造と社会的差別の形成―明治・大正期のミナト神戸」領家襲編『日本近代化と部落問題』明石書店、一九九六、「近代化・都市化と部落問題」部落史研究1 多様な被差別民の世界』解放出版社、一九九七、「都市衛生システムの構築と社会的差別」歴史学研究、第七〇三号、一九九七・一〇)。
- (38) 『本県養老事業のおこり』(兵庫県養老事業同盟『年輪』第七号、一九五九・六)二二頁。
- (39) 相田「社会局三十年に因みての思ひ出」(厚生省社会局編『社会局三十年』一九五〇)一三二頁。
- (40) 『神戸養老院設立の趣旨』(前出、「神戸養老院」)一一二頁。

(41) 「本院の評議員并役員」前掲書、一〇頁。

(42) 「評議員決議報告」前掲書、一一頁。

(43) 内務省地方局編『感化救済事業一覽(四十四年末調査)』(一九二二)、二二頁。ちなみに、内務省地方局、及び同省社会局によつて編纂された『感化救済事業一覽』、並びに『社会事業一覽』、『社会事業要覽』、『社会事業統計要覽』の統計によれば、これ以降の事業規模は次のようであつた(これらは、いずれも社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第四、五巻、日本図書センター、一九八五)に収められている。

調査実施年	経費	資産	職員	收容人員
大正三年末現在	一、九〇七	一、二〇〇	八	一四
大正五年末現在	一、八七二	一、八八六	五	一九
大正六年末現在	二、三〇九	二、九八六	五	一六
大正七年末現在	二、九三九	四、三三五	五	一五
大正八年末現在	三、一〇一	四、四一五	一六	一四
大正九年末現在	四、五三八	八、六〇〇	五	一五
大正一一年調	六、三三二	九、四五〇	五	一八

(44) 一九二四年に神戸市によつて編纂された『神戸市史(本編各説)』には、以下の記述がある。「老廢者の救済は明治三十二年に始まり。同年一月寺島信恵は友愛看護婦會を設け、其所得を以て無告の老人を救はむがため、夢野村今の都由乃町三丁目に友愛養老院を設立し、三十五年神戸養老院と改め、自活し能はざる六十歳以上の老者を收容し、餘生を全ふせしめ、毎週一回基督教主義の訓話によりて、精神上の慰安を與ふることに力めたり、(後略)」(同書、五五七頁)。

(45) 池田敬正『日本における社会福祉のあゆみ』(法律文化社、一九九四)九〇―九二頁。

(46) 矢島浩『明治期日本キリスト教社会事業施設史研究』(雄山閣出版、一九八二)七六頁。

(47) 前出、池田『日本における社会福祉のあゆみ』、九二頁。

(48) 福祉文化学会編『高齢者生活年表』(日本エディタースクール出版部、一九九五)四頁。



- (49) 前出、「神戸養老院」末尾附録、一一〇頁。
- (50) 山田明「感化救済事業の組織化における『講習会』の位置」(前出、『戦前期社会事業史料集成』第一八巻、一九八五)一一二頁。
- (51) 菊池正治・阪野貢「日本近代社会事業教育史の研究」(相川書房、一九八〇)三七頁。
- (52) 内務省地方局編『感化救済事業講演集』上巻(一九〇九)二二―三三頁。この講習会において、渋沢栄一、伊沢修二(貴族院議員)、小山温(司法省監獄局長)等とともに、講師として中心的役割を果たしたのは留岡幸助であったが、賀川の日記には、彼が注目している人物として留岡や原胤昭の名もあり(『露の生命』一九一〇・八・二六)、この講演集を読んでいた事実も記されている(『日記(無標題)』一九一一・一・九)。
- (53) 『全国感化救済事業大会紀要』(同大会残務所、一九一〇)七二頁。
- (54) 『感化救済事業概要』(一九一一)四頁。
- (55) 池田敬正氏は、こうした内務省の奨励金制度が、基本的には同省の方針に忠実な施設に限定されるものであって、一面では、「隣保相扶」のイデオロギーに基づいて救済費の地方費依存が進められ、他面では天皇制イデオロギーを貫徹させる目的で考案されたものであったと指摘している。同氏によれば、「日本の慈善事業はこの時期になって、一方では本来内包していた自由主義的あるいは人道主義的傾向を喪失していくとともに、他方では天皇制的慈恵に包摂され、国家主義的統制の下に服することになった」のであった(池田『日本社会福祉史』法律文化社、一九八六、三八三頁)。
- (56) 前出、芝野「夕暮れの時―老人ホームの創設者・寺島ノブへ」一九一一―一九二頁。
- (57) 引用は、木村武夫『日本近代社会事業史』(ミネルヴァ書房、一九六四)一六一―一七頁。
- (58) 小川政亮「産業資本確立期の救貧体制」(日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、一九六〇)一〇二頁。
- (59) 前掲、小川「産業資本確立期の救貧体制」一五〇頁。
- (60) 前出、芝野「夕暮れの時―老人ホームの創設者・寺島ノブへ」一九二頁。
- (61) 城が神戸養老院に辞して、新規に神戸婦人同情会を設立した背景に、一九一六年一月に、彼女の許にアメリカのカリフォルニア州の七三歳になるマイランダーという農業家から五ドルの送金が突然あり、彼女は、その中から五円を神戸養老院に寄贈して、残りの五円二六銭をこの同情会の設立基金としたという(『財団法人神戸婦人同情会二十年史』一九三五、三頁)。なお城も、信恵とともに神戸中央教会員であった。
- (62) 『神戸婦人矯風会通信』『婦人新報』第三四号、一九〇〇・二・二五、二九頁。

- (63) 「内外通信・神戸」『婦人新報』第一四八号、一九〇九・九・一五、二九頁。
- (64) 「神戸救済課報告」『婦人新報』第一五九号、一九一〇・九・一五、二四三―二四四頁。
- (65) 「神戸婦人矯風会教育課報告」前掲、『婦人新報』二三二頁。
- (66) 「神戸養老院」『基督教世界』第一四二二号、一九一〇・一二・八。
- (67) 「日本メソヂスト神戸中央教會週報」一九一八・五・二六、及び『神戸栄光教会七十年史』(一九五八)五一頁、一〇五頁。
- (68) 「神戸中央教會通信」(『護教』第一三九九号、一九一八・六・七)。こういった事情によるものなのか、従来の略伝の全てにおいて、信恵の葬儀が、賀川の司式のもとで執行された形で叙述されている。ここに掲げられた資料によって、それらの記述は改訂されなければならない。
- (69) 前出、細川『老人福祉に生涯を捧げた女性たち』三一頁。
- (70) 『婦人新報』第一五二号、一九一〇・二・一五、二六頁。
- (71) 『賀川豊彦全集』第二卷(キリスト新聞社、一九六三)四〇八頁。
- (72) 「神戸支部通信」『婦人新報』第一六五号、一九二一・三・二五、二九頁。
- (73) 前出、「寺島ノブへ」(『福祉の灯』)、一八三頁。
- (74) 『賀川豊彦全集』第一四卷(キリスト新聞社、一九六四)三三四頁。
- (75) 前出、「神と苦難の克服」(『賀川豊彦全集』第二卷、キリスト新聞社)四〇八頁。
- (76) 賀川「夜晝呼ばはるもの」(『火の柱』第六三号、一九三三・六・一〇)一頁。
- (77) 賀川「看護婦崇拜論」(『女性讚美と母性崇拜』東京慶文堂書店、一九三七、『賀川豊彦全集』第七卷(キリスト新聞社、一九六三)四三八―四三九頁。この賀川の文面にも示されるように、信恵の収容者に対する精神的配慮は、人格尊重の姿勢に貫かれたものであった。一九一〇年一月に兵庫県は「救済所に関する規定」を施行し、民間の事業施設の認可登録、並びに事業成績を毎年報告することを義務づけたが、この時に届出られた神戸養老院の届出書の「宗教関係」欄には、信恵は「宗教に関係なし」と記入し、さらに収容者の「待遇方法」については「家族制度」と答えている。これは、同施設の収容条件が、特定の信仰的立場に限定するものではなく、収容者を自分の家族の一員のように待遇することを示すものと言えよう。
- (78) 『賀川豊彦全集』第三卷(キリスト新聞社、一九六二)一六〇―一六一頁。
- (79) 中原英氏より筆者聴取、一九九一・一〇・七。